

# ARCO Trademark Newsletter

Latest news and topics on domestic & overseas trademarks

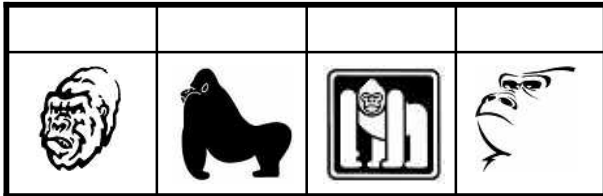
## DOMESTIC TOPICS

### ゴリラ と は類似するか？

商標の類否は、外観(見た目)、称呼(読み方)、観念(意味合い)の3つの観点から検討され、いずれか一つでも紛らわしい場合は、原則として類似すると判断されます。

図形商標の場合も基本的には同じですが、例えば動物をモチーフとした図形の場合、取引者・需要者がその図形からどの動物を認識し(観念)、何と呼ぶか(称呼)が考慮されます。

では、次の4つの図形商標のうち、文字商標「ゴリラ」と類似するのはどれでしょうか。



特許庁は、次の理由により、のみを「ゴリラ」と類似すると判断しています。(不服2009-9595)


(の動物は)まゆの位置が出っ張っている額、眉間の縦じわ、つり上がった尻尻、横に広くあぐらをかいたようにつぶれた鼻、上向きに大きく開いた鼻の穴、牙の見える口元、ヘルメットをかぶったかのようにでっぱった頭頂部、深くぼんである目、頭の横についた小さなこぶのような耳等の特徴からみて、一般に親しまれている『ゴリラ』を容易に看取させる程度にその特徴をとらえて描いたものであるから、『ゴリラ』を表したものとして理解される。

「ゴリラ」の「称呼」及び「観念」を生じる。

上記審判において、の出願人は、からは「ゴリラ」と同程度に「原始人」、「猿人」、「オランウータン」、「チンパンジー」等も想起される旨を主張しましたが、その可能性は極めて低いとして認められませんでした。

この点、～は、「ゴリラ」にも見えそうですが、上述のような「ゴリラ」の特徴が全て描写されている訳ではなく、他の動物や意味合いが想起される余地もありそうです。

なお、次の2つの商標も、「イルカ」の「称呼」と「観念」が生ずるとして、類似すると判断されています(不服2010-7187)。

「イルカ店」 

### ここがポイント

\* 図形商標と文字商標でも類似と判断される場合があります。

\* 動物をモチーフとした図形商標の場合、誰が見ても直ちにその特定の動物を認識するかがポイントとなり、写実的であればある程、その特定の動物の「称呼」と「観念」が生じると判断される傾向にあります。

[弁理士 足立ゆかり]

## OVERSEAS TOPICS

### OHIM 認証付登録証明書等のオンライン発行サービスを開始

OHIM(欧州共同体商標意匠庁)は、CTM(Community Trade Mark/欧州共同体商標)の出願申請書類と登録証の電子証明自動発行サービスを提供しています。

このサービスは、2011年5月10日に始まり、OHIMはこれらの電子証明書は、従来の申請により発行された紙の登録証明書等と同等の効力があるとしており、現に、ほとんどのEU加盟国のオンライン手続等において従来の登録証明書等と同等に扱われています。

従来の紙の登録証明書の発行の申請には30ユーロ(約3,500円)かかりますが(代理人費用を除く)、電子証明自動発行サービスは現在無料で提供されており、日本からもOHIMのウェブサイトを通じて利用することができます。

電子証明された登録証等は、以下の手順により、PDF形式のファイルで入手することができます。

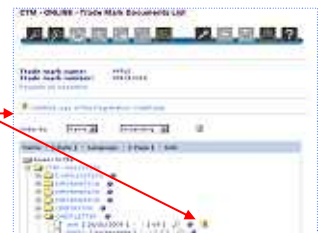
OHIMのCTM検索サービスサイトにアクセス  
[http://oami.europa.eu/CTMOnline/RequestManager/en\\_SearchBasic?](http://oami.europa.eu/CTMOnline/RequestManager/en_SearchBasic?)

登録番号等を入力して認証付証明書を手りたいCTM(欧州共同体商標)を検索

(Access to file) ボタンをクリックして、包装袋類確認画面を表示

(Certified) マークの付いた書類をクリック

当該書類のPDFファイルを開く又は保存する



### 韓国 改正商標法を施行

韓国では、2011年7月1日に商標法の一部を改正する法律が施行されました。

今回の改正は「大韓民国とヨーロッパ連合およびその加盟国間の自由貿易協定」の合意事項を遵守するための法整備であり、主な改正点は以下のとおりです。

同協定により保護される他人の地理的表示と同一又は類似の商標の拒絶規定の新設

商標権又は専用使用権の侵害行為に対する没収対象品目に侵害物の生成に使用された材料を追加

追加登録された指定商品に対する商標権の存続期間を明示

[弁理士 山本岳美]

Copyright © 2011 ARCO PATENT OFFICE. All Rights Reserved.

2011年7月発行



特許業務法人 有古特許事務所

兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 貿易ビル3階  
tel 078-321-8822 fax 078-391-5791 <http://www.arco.chuo.kobe.jp>